

# 天皇の会話叙述

—『豊後国風土記』『肥前国風土記』の地名起源譚の差異について—

長谷川豊輝\*

## The Emperor's Speech

—Saikaido Fudoki—

HASEGAWA Toyoki\*

### Abstract

This paper argues that the narratives of the emperor's speech are described differently in the Saikaido Fudoki, which are the Bungo no Kuni Fudoki and the Hizen no Kuni Fudoki, and both Fudokis deal with regions based on different logic by comparing these two Fudokis. A large number of previous studies have examined Saikaido Fudoki from two main perspectives: an examination of the intertextuality and context with Nihon Shoki, and an analysis of the logic of the writing of the Sakiuido Fudoki.

While these studies have revealed that Saikaido Fudoki was described based on classical Chinese and Sino-Japanese vocabulary, and those were compiled altogether by the Dazaifu, there is still room for further research on the difference between the description of both Fudokis. Fudoki is a gazetteer, or in other words, a report about regions described in classical Chinese and Sino-Japanese. Thus, the description of Fudoki could be seen as an act of reinterpretation of the non-central regions based on centralized logic called Ritsuryo codes. The descriptions of the emperor's western expedition can be seen as a process of making regions involved in the Ritsuryo system, and it clearly appears when the emperor names places. Accordingly, it should be understood that the emperor described in the Saikaido Fudoki reflects the argumentation mentioned above.

The purpose of this paper is to examine the narratives of the emperor's speech as a starting point to clarify the logic of describing regions in classical Chinese and Sino-Japanese based on the aforementioned argumentation. First, this paper deals with the narratives of the emperor's speech in the Bungo no Kuni Fudoki. It points out that the frequently used exclamatory expressions is the specific feature of the Fudoki, which provide the interpretations of regions. Second, this paper focuses on the conversational narratives in the Hizen no Kuni Fudoki, points out the characteristics of the Fudoki, which contains a number of imperative expressions, and closely examines how those expressions characterize the regions. By examining these aspects, this study attempts to consider the differences of understandings of regions written in Saikaido Fudoki. It then shows these are also different from the ones described in Nihon Shoki.<sup>1</sup>

---

\* 工学部人間科学系列非常勤講師 Part-time Lecturer, Department of Humanities, Social and Health Sciences, School of Engineering

キーワード：日本文学，古代文学，西海道風土記，豊後国風土記，肥前国風土記

Keywords : Japanese literature, Ancient literature, Saikaido Fudoki, Bungonokuni Fudoki, Hizennokuni Fudoki

## 1. はじめに

本稿は、所謂西海道風土記<sup>2</sup>（『豊後国風土記』『肥前国風土記』）において天皇を主体とする会話がどのように記されているか比較検討することにより、両風土記がそれぞれ異なる論理により記されていることを明らかにするものである。

風土記とは、『続日本紀』和銅六年五月甲子に載る所謂風土記撰進の詔<sup>3</sup>により編纂が開始されたとされる地誌（＝報告書）であるが、成立の事情や編纂者等その詳細は不明とされる。現在、風土記の名を冠する上代文献としては次の五つが知られる。すなわち、『播磨国風土記』『出雲国風土記』『豊後国風土記』『肥前国風土記』『常陸国風土記』である。本稿では、その中から西海道風土記として知られる『豊後国風土記』『肥前国風土記』を検討対象とする。

西海道風土記について、先行論では大きく二つの観点から議論がなされてきた。

①『日本書紀』との前後関係および間テキストの検討<sup>4</sup>。

②西海道風土記の書記の論理の検討。

前者は、日本最古の正史である『日本書紀』を主たる考察の対象と位置付け、その解釈の補助的な資料として当該風土記の記事を取り上げるものである。後者は前者の枠組みを批判的に継承・発展させたものであり、西海道風土記が太宰府において一括して編纂されたとの前提に立ち両書の体裁・文体の類似について検討するものである。如上の議論に関わり、瀬間正之<sup>5</sup>は、『豊後国風土記』『肥前国風土記』が「『日本書紀』β群の述作者よりも、漢語漢文の書記能力に優る」者により成ったことを指摘した上で次のように説く。少々長くなるが本稿の基礎となる重要な指摘であるため全文引用する。

第一に『豊後』『肥前』の両書はその共通する特徴から、太宰府で一括編集されたとする通説に相反しないということが挙げられる。

第二に「訛」「流」などの両書の差異から、『豊後』『肥前』は、「編述者を異にしても、同じ太宰府の指令と監督の下に筆録編述するならば、類同した書を作製し得る筈である。」（前掲注2E 一五四頁）とする説を支持すべきことが明らかになった、但し、この場合、井上氏も「稿本の作者の筆癖が其儘に残つて居るのであらう」（前掲注1A 一二頁）と言うように、元になった資料の筆が反映されたと見ることも可能である。

また、同一人の筆になることが有力視される部分は冒頭にも挙げた『豊後』の「総記」と『肥前』の「総記」の前半部分、即ち、「又。纏向日代宮御宇大足彦天皇。」（景行紀十八年五月壬辰朔条と対照される部分）より前の部分である。「訛」「流」「号」「爰」「因斯」など、『豊後』『肥前』の差異として挙げた字句も、両書「総記」のこの部分には見られない。総記のこの部分は一括編集の際、同一人に拠って書き下ろされた可能性が高い。

第三に、現存古風土記中、最も和習の少ない『豊後』『肥前』は、現存する他の三つの古風土記及び『日本書紀』β群に優る漢語漢文の書記能力をもった編述者の手になることが確認された。「景行紀」「神助紀」を参照しながらも、それを上回る漢語漢文の書記能力を有していたことは注目される。

瀬間正之の指摘は両風土記における書記の特徴の類似と差異を示し、その編纂の事情を明らかにする端緒を示したものである。ただし、その書記の論理の差異についてはより踏み込んだ検討が必要であろう。西海道風土記が太宰府において一括して編纂されたことについては、先行論により詳細な検討がなされており動かないと思われるが、それらの検討は両風土記の日本語学的特徴を明らかにしたものであることには留意する必要がある。つまり、日本語学的な検討は両風土記が同じ書記の方法を共有している場——太宰府——で編纂されたことを明らかにしたが、それぞれの地域をどのように記

していくかという書記の論理についてはなお検討の余地を残しているのである。地誌である以上、風土記の記事には地域のありようを記すという前提が存する。してみると、各風土記における記事はそれぞれの地域を諸々の論理により記したものと整理することができ、その根底にはそれぞれの地域の論理が存するものと推察される。

本稿では、如上の問題を明らかにする端緒として西海道風土記における天皇の会話叙述を取り上げる。『豊後国風土記』『肥前国風土記』には、西征の一環として天皇が地名由来に関わる記事が多数載る。一例挙げよう。

菟名手、見之為<sub>レ</sub>異、歡喜云、「化生之芋、未<sub>レ</sub>曾有<sub>レ</sub>見。実、至徳之盛、乾坤之瑞」。既而参<sub>上</sub>朝庭<sub>一</sub>、举<sub>レ</sub>状奏聞。天皇、於<sub>レ</sub>茲、歡喜之有、即勅<sub>レ</sub>菟名手<sub>一</sub>云、「天之瑞物、地之豊草。汝之治国、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>豊国<sub>一</sub>」。重賜<sub>レ</sub>姓、曰<sub>レ</sub>豊国直<sub>一</sub>。因曰<sub>レ</sub>豊国<sub>一</sub>。後分<sub>二</sub>両国<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>豊後国<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>名。

(『豊後国風土記』総記)<sup>6</sup>

上に引いたのは、『豊後国風土記』冒頭に付され、地域の概要を示した「総記」の一部である。ここでは、纏向日代宮御宇大足彦天皇（景行天皇）が豊前直等の祖である菟名手に勅し豊国を治めさせるに至る過程が記される。天皇の勅を受けた菟名手は中臣村に至り、そこで白鳥と遭遇する。白鳥はその後、鳥餅となり、さらに芋草となり繁茂する。菟名手からその様子を奏上された景行天皇は、斯様な事象を天の「瑞物」と解し、国の名とするのである。この場面で重要なのは、「天離る」地として知られた鄙の出来事が都の論理として地域集団の祖に解釈され、さらにそれが天皇による再解釈を経て固定されるということである。これは、天皇が中央とは異質な地を自らの論理により意味付けていくという、所謂「徳化」の論理の発現と捉えることができる。このような徳化の論理に基づき当時の官僚は地方統制に努めており、その一環として風土記の編纂がなされたていと推察される。

帥大伴卿和調一首

八隅知之 吾大君乃 御食國者 日本毛此間  
毛 同登曾念

(やすみししわご大君の食国は倭も此処も同

じと思ふ)

(『万葉集』巻6・九五六番歌)<sup>7</sup>

上は、太宰帥として赴任した大伴旅人による歌である。詳細については先行論に譲るが、当該歌からは「天離る鄙」にあってなお、「律令国家の均質性の理念」<sup>8</sup>を志向し体現しようとする官僚の姿勢を見ることができる。先述のように、先行論において西海道風土記は太宰府により一括して編纂されたことが明らかにされているが、斯様な徳化の論理は両風土記においてどのように記されているのか、そしてそれは異なる地域を対象とした時に、どのような差異として顕現するのか。以下、検討を開始する。

## 2. 『豊後国風土記』における会話叙述

先に挙げた例は総記として載せられており、同様の記述は『肥前国風土記』の総記においても看守される。

健緒組、見而驚恠、参<sub>上</sub>朝庭<sub>一</sub>、奏言「臣辱被<sub>レ</sub>聖命<sub>一</sub>、遠誅<sub>二</sub>西戎<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>霑<sub>二</sub>刀刃<sub>一</sub>、梟鏡自滅。自<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>威靈<sub>一</sub>、何得<sub>レ</sub>然之<sub>一</sub>」。更、举<sub>レ</sub>燎火之状<sub>一</sub>、奏聞。天皇勅曰、「所<sub>レ</sub>奏之事、未<sub>レ</sub>曾所<sub>レ</sub>聞。火下之国、可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>火国<sub>一</sub>」。即、举<sub>レ</sub>健緒組之勲<sub>一</sub>、賜<sub>レ</sub>姓名<sub>一</sub>曰<sub>レ</sub>火君健緒組<sub>一</sub>、便遣<sub>レ</sub>治<sub>二</sub>此国<sub>一</sub>。因曰<sub>レ</sub>火国<sub>一</sub>。後分<sub>二</sub>両国<sub>一</sub>、而為<sub>二</sub>前後<sub>一</sub>。

(『肥前国風土記』総記)<sup>9</sup>

上に引いたのは、「肥前国」の由来を記す部分である。磯城瑞籬宮御宇御間城天皇（崇神天皇）は西征の一環として土蜘蛛の征伐に乗り出し、健緒組が派遣される。土蜘蛛を征伐した健緒組はその後、国の視察を開始するがその途中で火の塊と遭遇する。そこで健緒組はその様子を朝廷に報告し、天皇により当該地が「火国（＝肥国）」と名付けられるという内容である。『肥前国風土記』の総記においても、先に確認したように天皇により鄙の様子が再解釈され地名として固定される様子が看取される。

『豊後国風土記』『肥前国風土記』共に総記では、鄙の様子が地域の有力者の祖により都（＝朝廷）に伝えられ、天皇により再解釈がなされ、国の名が命名されるという点共通する。のみならず、地名の命名を導く天皇の会話叙述に共通して「可」が用いら

れている点が注目される。このこと後述する。

とはいえ、両風土記における天皇の会話叙述がすべて共通するわけではない。『豊後国風土記』には、例えば次のような用例が看取される。

鏡坂<sup>在郡西</sup>。昔者、纏向日代宮御宇大足彦天皇、登<sub>此坂上</sub>、御<sub>覽国形</sub>、即勅曰、「此国地形、似<sub>鏡面</sub>哉」。因曰<sub>鏡坂</sub>。斯其縁也。

(『豊後国風土記』日田郡／鏡坂)

上は鏡坂の地名起源譚である。ここでは景行天皇による国褒めの形式に則った地名起源が記される。傍線を付したように景行天皇の会話部分では、詠嘆の「哉」が用いられており、先に見た総記——「可」で結ぶ形式——とはその叙述を異にする。これはひとり記事や場面が異なるという問題ではなく、当該風土記がどのような論理で書記されているかを示すものといえよう。

天皇の詠嘆により地名起源を導く形は『豊後国風土記』の他の記事にも看取される。

大分郡。郷玖所、<sup>里二十五</sup>。馭壺所、烽壺所、寺式所。<sup>一僧寺、一尼寺</sup>。昔者、纏向日代宮御宇天皇、從<sub>豊前国京都行宮</sub>、幸<sub>於此郡</sub>、遊<sub>覽地形</sub>、嘆曰、「广大哉、此郡也。宜<sub>名</sub>碩田国<sup>碩田謂大分</sup>」。今謂<sub>大分</sub>。

(『豊後国風土記』大分郡)

上では、景行天皇が「遊覽地形」を行った旨が記され、「广大哉」という発言が地名の由来となった旨記している。ここでも景行天皇の発言に詠嘆の「哉」が用いられていることが注目される。日田郡／鏡坂と大分郡の記事に共通するのは、地名由来を語る際に詠嘆の「哉」を用いることで、天皇の実感により地名が規定されたという意味付けを行っている点である。その反映として「宜」により地名が命名される。大館真晴<sup>10</sup>は先に挙げた大分郡の記事と同様の地名起源譚を載せる『景行紀』の記事<sup>11</sup>には天皇の会話叙述がないことに着目し、西海道風土記及び他の風土記における用例を検討した上で次のように説く。

「豊後国風土記」大分郡にみられる景行天皇の発言には、大分郡が景行天皇の強い感動をよんだ土地であり、景行天皇がその感動によって直接名づけた特別な土地であるという、土地の側からの主張が盛り込まれていると理解できる。

上の指摘は、『豊後国風土記』が『日本書紀』の記事を再構成して成立している点、風土記独自の地名起源のありようを提示した点意義深いものといえよう。ただし、ここで新たに立ち上がってくるのは『肥前国風土記』には詠嘆「哉」の使用が見られないという問題である。これは、太宰府にて一括して編纂されたとされる『肥前国風土記』が果たして『豊後国風土記』と同様の記述を有しているかという根本的な問題をも喚起する。以下、『豊後国風土記』における天皇の会話を総覧し如上の問題について検討する。

A、天皇、祈曰、「朕、将<sub>滅</sub>此賊、当<sub>蹶</sub>茲石、譬如<sub>中</sub>柏葉上」、而即蹶之、騰<sub>如</sub>柏葉。因曰<sub>蹶石野</sub>。

(『豊後国風土記』直入郡／蹶石野)

B、令<sub>汲</sub>泉水、即有<sub>蛇</sub>鼈。<sup>謂於箇美</sup>。於<sub>茲</sub>、天皇勅云、「必将<sub>有</sub>臭。莫<sub>令</sub>汲用」。因<sub>斯</sub>名曰<sub>臭泉</sub>、因為<sub>村名</sub>。今謂<sub>球罩郷</sub>者、訛也。

(『豊後国風土記』直入郡／球罩郷)

C、此土蜘蛛二人、擬<sub>為</sub>御膳、作<sub>田</sub>獺、其獺人声甚謙。天皇、勅云、「大囂<sup>謂阿那美氣</sup>」。因<sub>斯</sub>曰<sub>大囂野</sub>。今謂<sub>網磯野</sub>者、訛也。

(『豊後国風土記』大野郡／網磯野)

D、国埼郡。郷陸所。<sup>里一十六</sup>。昔者、纏向日代宮御宇天皇御船、從<sub>周防国佐婆津</sub>發而、度之、遙覽<sub>此国</sub>、勅曰、「彼所<sub>見</sub>者、若国之埼」。因曰<sub>国埼郡</sub>。

(『豊後国風土記』国埼郡)

E、伊美郷。<sup>在郡北</sup>。同天皇、在<sub>此村</sub>、勅曰、「此国、道路遙遠、山谷阻深、往還疎稀。乃得<sub>見</sub>国」。因曰<sub>国見村</sub>。今謂<sub>伊美郷</sub>、其訛也。

(『豊後国風土記』国埼郡／国見村)

Aは、直入郡における蹶石野の地名起源譚である。景行天皇は西征の一環として土蜘蛛の討伐に向かう。天皇はその際、西征の成功について石を踏み、祈い(うけい)を行い、それが「吉」と出たことを語る内容となっている。ここでは、「当」が天皇の言葉として用いられていることで、祈いの結果の妥当性を示していることが重要である。

Bは、球罩郷の地名起源譚である。ここでは、そ

の土地の神である蛇籠の靈威を天皇が捉え不審に思った旨が記される。重要なのは、土地の神の靈威を天皇が「臭」と判断し、部下である「奉手人」に対し適切な処置を指示することができたと記すことである。すなわちこれは、地方にあってなお天皇がそれとして振舞うことができることを示していることと同義であろう。

Cは、大野郡における網礪野の地名起源譚である。ここでは、小竹鹿奥・小竹鹿臣という二人の土蜘蛛が天皇の食事を用意するため狩りを行う。天皇は、その狩りの声を聞き騒がしいと発言し、その発言が転じて地名となるのである。重要なのは、地域の言葉が中央の論理を体現する天皇には通じておらずただの騒音とのみ聞こえている点、加えて中央と地方を仲介する役割が二人の土蜘蛛に与えられている点であろう。

Dは、国埼郡の地名起源譚である。景行天皇はこの地を眺め国の先ではないかと発言する。重要なのは、天皇の西征の完了を予感させる記述が『豊後国風土記』の末尾に置かれ、それが続く伊美郷の地名起源譚により回収されている点である。

Eは、国見村の地名起源譚である。景行天皇は先に見た国埼の後、国見村に至り、豊後国の西征の完了を宣言し、そのことが「国見（＝伊美）」という地名として残るのである。

以上、『豊後国風土記』における天皇の発言を総覧した。当該風土記における天皇の会話叙述の傾向を挙げると次の通り。

- ①天皇の会話叙述は全て地名起源となる。
- ②中央の論理により地域を規定する形（「可」）は総記にのみ認められる。
- ③天皇の会話叙述には、その心情を反映する詠嘆の形が用いられる例が認められる。<sup>12</sup>

### 3. 『肥前国風土記』における会話叙述

続いて『肥前国風土記』における天皇の発言を確認する。なお、当該風土記では天皇に準じる者として日本武尊と気長足姫が登場するため、これらの用例も併せて挙げ、検討を加える。

F、昔者、纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、御ニ筑紫国御井郡高羅之行宮ニ、遊ニ覧国内ニ、霧

覆ニ基肆之山ニ。天皇勅曰、「彼国、可レ謂ニ霧之國ニ」。後人改号ニ基肆国ニ。今以為ニ郡名ニ。

（『肥前国風土記』基肆郡）

G、卜部殖坂、奏云、「此地有神、甚願ニ御鎧ニ」。天皇宣、「実有レ然者、奉レ納ニ神社ニ。可レ為ニ永世之財ニ」。因号ニ永世社ニ。後人改曰ニ長岡社ニ。

（『肥前国風土記』基肆郡／長岡神社）

H、同天皇、行幸之時、御ニ宿此郷ニ。薦ニ御膳ニ之時、蠅甚多鳴、其声大囂。天皇勅云、「蠅声甚囂」。因曰ニ囂郷ニ。

（『肥前国風土記』神埼郡／蒲田郷）

I、此地平原、元来無レ岡。大足彦天皇、勅曰、「此地之形、必可レ有レ岡」。即令ニ群下ニ、起ニ造此岡ニ。造畢之時、登ニ岡宴賞ニ、興闌之後、豎ニ其御琴ニ、々化ニ為ニ樟ニ。高五丈、周三丈。因曰ニ琴木岡ニ。

（『肥前国風土記』神埼郡／琴木岡）

J、日本武尊、巡幸之時、御ニ覧樟茂榮ニ、勅曰、「此国可レ謂ニ榮国ニ」。因曰ニ榮郡ニ。後改号ニ佐嘉郡ニ。

（『肥前国風土記』佐嘉郡）

K、皇后、勾レ針為レ鈎、飯粒為レ餌、裳糸為レ緡、登ニ河中之石ニ、捧レ鈎祝曰、「朕、欲レ征ニ伐新羅ニ、求ニ彼財宝ニ。其事成レ功凱旋者、細鱗之魚、吞ニ朕鈎緡ニ」。

（『肥前国風土記』松浦郡）

L、皇后曰、「甚希見物。希見謂梅豆羅志。」。因曰ニ希見国ニ。今訛謂ニ松浦郡ニ。

（『肥前国風土記』松浦郡）

M、天皇、垂レ恩赦放。更勅云、「此嶋雖レ遠、猶見レ如レ近。可レ謂ニ近嶋ニ」。因曰ニ值嘉ニ。

（『肥前国風土記』松浦郡）

N、于レ時、從ニ船舂戩之穴ニ、冷水自出。一云、船泊之处、自成ニ一嶋ニ。天皇御覽、詔ニ群臣等ニ曰、「此郡可レ謂ニ舂戩嶋郡ニ」。今謂ニ杵嶋郡ニ、訛之也。

（『肥前国風土記』杵嶋郡）

O、同天皇、行幸之時、到ニ於此郷ニ御覽、海物豊多、勅曰、「地勢雖レ少、食物豊足。可レ謂ニ豊足村ニ」。今謂ニ託羅郷ニ、訛之也。

（『肥前国風土記』藤津郡）

P、神代直、捧<sub>レ</sub>此三色之玉<sub>一</sub>、還献<sub>レ</sub>於御<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時、天皇勅曰、「此国可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>具足玉国<sub>一</sub>」。今謂<sub>レ</sub>彼杵郡<sub>一</sub>、訛之也。

(『肥前国風土記』彼杵郡)

Q、同天皇、在<sub>レ</sub>宇佐浜行宮<sub>一</sub>、詔<sub>レ</sub>神代直<sub>一</sub>曰、「朕、歴<sub>レ</sub>巡諸国<sub>一</sub>、既至<sub>レ</sub>平治<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>朕治<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>異徒<sub>一</sub>乎」。神代直、奏云、「彼烟之起村、未<sub>レ</sub>猶被<sub>レ</sub>治」。即勒<sub>レ</sub>直遣<sub>レ</sub>此村<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>土蜘蛛<sub>一</sub>、名曰<sub>レ</sub>浮穴沫媛<sub>一</sub>。捍<sub>レ</sub>皇命<sub>一</sub>、甚無<sub>レ</sub>礼。即誅之。因曰<sub>レ</sub>浮穴郷<sub>一</sub>。

(『肥前国風土記』彼杵郡)

R、纏向日代宮御宇天皇、在<sub>レ</sub>肥後国玉名郡長渚濱之行宮<sub>一</sub>、覽<sub>レ</sub>此郡山<sub>一</sub>曰、「彼山之形、似<sub>レ</sub>於別嶋<sub>一</sub>。属<sub>レ</sub>陸之山敷、別居之嶋敷。朕欲<sub>レ</sub>知之」。仍勒<sub>レ</sub>神大野宿祢<sub>一</sub>、遣<sub>レ</sub>看之、往<sub>レ</sub>到此郡<sub>一</sub>。爰有<sub>レ</sub>人、迎來曰、「僕者此山神、名高來津座。聞<sub>レ</sub>天皇使之來<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>迎而已」。因曰<sub>レ</sub>高來郡<sub>一</sub>。

(『肥前国風土記』高來郡)

Fは、基肄郡の地名起源譚である。景行天皇が国内を行幸していると、霧が生じ山を覆う。これを見た天皇はこの国を霧の国とし、後に郡の名前になったとの内容である。この霧は地域の神の力の発現と見ることができ、それを天皇が確認したと解することができる。

Gは、長岡神社の由来譚である。酒殿泉に至った時に鎧が輝き、地の神が鎧を欲している旨を聞いた景行天皇がそれを奉納するという内容である。ここでは、地域の神との仲立ちになりその意思を天皇に伝える役割を卜部殖坂が担っている。占部殖坂については未詳であるがおそらく地域の人間であり、後に卜に携わった者であると見るのがよいだろう。

Hは、蒲田郷の地名起源譚である。行幸の際、蠅が多く飛んでいたことにより天皇が「蠶(かまびすし)」と発言しそれが「蠶」という地名になり転じて「蒲田」になったとの話である。

Iは、琴木岡の由来譚であり、平原であった土地を岡に造り変えるという他に見えない記事となっている。

Jは、佐嘉郡の地名起源譚である。この記事の特徴として挙げられるのは、地名起源を導く存在が天皇ではなく日本武尊であるということである。西海

道風土記では通常、景行をはじめとする天皇の西征の一環として諸々の出来事が記される。ただし、佐嘉郡の記事についても日本武尊は「巡幸」の一環として彼の地を訪れている旨記されており、天皇が関係する諸記事と同等のものとして扱って差し支えないだろう。さて、記事の内容であるが、郡に樟が生えており、その繁茂する様子から「栄」が導き出され、転じて「佐嘉郡」となったとある。注目すべきは、樟の様子が他の郡の位置を正確に把握しつつ記されている点である<sup>13</sup>。地形を知り、記すということが土地の把握の一環としてあったことが看取される。

K・Lは、気長足姫(神功皇后)が関わる地名起源譚である。新羅の征伐を試みた皇后は、玉嶋の小河にて卜を行う(用例K)。卜により芳しい結果を得た皇后は「めずらし」と発言し、転じて松浦の地名となる。重要なのは、皇后の力が地域の神に通じ凱旋を予測させる結果に反映されたということである。このことは、他の土地神の内実を知ることにも繋がっていく。

Mは、値嘉郷の地名起源譚である。ここでは天皇が二つの島を近いと感じたことから「近嶋」の名が付けられる。ただしこれは単に天皇の感想が地名に反映されたということではないだろう。当該部分の前後には、天皇と土蜘蛛・白水郎の従属の話が置かれており、天皇の言葉により地域が再定義される過程を載せることに意味が存していると考えられる。

Nは、杵嶋郡の地名起源譚である。磐田杵村に天皇が泊まった際、その船を繫いだ穴(牂戩)から冷水が溢れ、一つの島となった。天皇はこれに応じ「牂戩」を郡の名とするよう発言するのである。これは、天皇の力が発現し、地形を変えたものと見ることができる。

Oは、託羅郷の地名起源譚である。景行天皇は行幸した時にこの土地が豊かなことを知り、豊足村と名付け、これが転じて郷名となる。ここでは、天皇の発言の中に地形と土地の状態との対比があることが重要である。

Pは、彼杵郡の地名起源譚である。球磨曾を誅した景行天皇はその帰路、神代直を派遣して土蜘蛛を捕らえさせる。天皇の命を受けた神代直は速來津姫という人物から土蜘蛛に伝わる玉の存在を聞き、そ

れを集め天皇に奉じた旨記され、玉が備わった国であるとの天皇の発言を受けて彼杵郡の地名が決定するとの内容である。

Q は、浮穴郷の地名起源譚である。ここでは、景行天皇により平治の完了が宣言される。これを受けて神代直は天皇に従わない土蜘蛛の存在を奏じ、それを誅するという話である。

R は、高来郡の地名起源譚である。景行天皇は、山の形を問う。すると、どこからともなく人が現れ、山の神が天皇に恭順したことを伝え、その神の名をもって郡の名としたとの内容である。

以上、『肥前国風土記』における天皇及びそれに準じる存在の発言を総覧した。当該風土記における天皇の会話叙述の傾向を挙げると次の通り。

- ①天皇の会話叙述はすべて地名起源となる。
- ②天皇の会話叙述には、中央の論理により地域を規定する形（「可」）が頻出する。

#### 4. 結び

本稿では、地域を漢語漢文により記述する論理を明らかにする端緒として、天皇の会話叙述を取り上げ、検討を行い次の結論を得た。はじめに、西海道風土記の総記の会話叙述に注目し、両風土記が共通して中央の論理により地域を規定する形（「可」）を用いていることを確認した。次に『豊後国風土記』における会話叙述を取り上げ検討することにより、当該風土記の特徴として詠嘆の語が使用されることを確認し、それが地域の解釈を導いていることを論じた。最後に、『肥前国風土記』における会話叙述を取り上げ、当該風土記の特徴として当然の語が多用されることを指摘し、それが地域の規定を導いていることを確認した。

井上通泰<sup>14</sup>は早く、西海道風土記の総記における天皇の会話叙述末尾の類似に着目し、その他の類似点を列挙した上で次のように説く。

体裁の同一なる事のみならば甲が先成つて乙がそれに倣うたと見ても良いが文辞が右の如く相似て居るのは同一人の手に成つた為とみるが至当であらう。肥前国風土記新考の緒言に云へる如く九国三島の風土記は恐らくは各国各島から太宰府に提出した資料又は稿本に據

つて太宰府で同一人が撰定したのであらう。但本書の肥前国風土記に異なるは斯其縁也といへると因斯といへると自時以来又は自時以降といへるとの三辞のみである。かやうに僅に二三辞でも特色のあるのは稿本の作者の筆癖が其儘に残つて居るのであらう。

本稿の指摘は、上にあるような西海道風土記同一人物撰定説に再考を促すものである。換言すればそれは、風土記を具体的な叙述者の問題に帰するのではなく、地域毎に異なる書記の論理により解する必要の端緒を示したということになるだろう。如上の問題は、総記をはじめとする両風土記の差異を検討することでより一層明らかになると推察されるが既に紙幅も尽きている。ひとまず総記以外の部分の差異を見通しとして示し、稿を結ぶこととする。

#### 注

<sup>1</sup> 論文概要の英訳に際し、井上明紀氏の助力を得た。記して感謝申し上げる。

<sup>2</sup> 井上通泰『肥前国風土記新考』「総説」及び『豊後国風土記新考』「総説」（井上通泰『井上通泰著作集十二 肥前国風土記新考・豊後国風土記新考・西海道風土記逸文新考』所収）参照。なお、井上通泰は前掲書にて西海道風土記には甲種と乙種の別があると説く。本稿ではこのうち甲種——上代において記された所謂古風土記と認定される文献のうち、逸文ではないもの——を主たる検討対象とする。乙類については、別稿を用意したい。

<sup>3</sup> 『続日本紀』元明天皇和銅六年五月甲子には次のように載る。

制。畿内七道諸国郡郷名着<sub>二</sub>好字<sub>一</sub>。其郡内所<sub>レ</sub>生。銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録<sub>二</sub>色目<sub>一</sub>。及土地沃墾。山川原野名号所由。又古老相傳奮聞異事。載<sub>二</sub>史籍<sub>一</sub>亦宜<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>。

（黒坂勝美・國史大系編集會『新訂増補國史大系 續日本紀』前篇（吉川弘文館・一九七二）参照）

<sup>4</sup> 荻原千鶴は西海道風土記及び『日本書紀』の前後関係についての先行論を次のように整理する。荻原千鶴の整理は、『日本書紀』との前後関係および間テクスト性の検討を行う基礎的な作業として西海道風土記の書記の論理の検討を要することを説くものであるといえよう。

甲類・乙類・『日本書紀』の関係については、研究者によって見方がさまざまで、論争が続いている。たとえば、『日本書紀』→甲類→乙類といった成立順序を考える説もあれば、甲類と乙の順番を逆に考える説や、『日本書紀』を甲類より後に考える説も、乙類より後に考える説もある。共通の資料Xを想定して『日本書紀』と乙類への分化を考える説もあれば、甲類への分化を考える説もある、といった具合だ。これほど学説が紛糾するのは、ある特徴についてこう考えればこうなる、と論じたとしても、同じ特徴を別の観点から考えると別の見方が成り立つ、というふうに、掘って立つ明確な論拠が乏しいからだ。

(荻原千鶴『『日本書紀』と風土記編纂』上野誠・大館真晴編『神話の源流をたどる 記紀神話と日向』(KADOKAWA・二〇二二))

<sup>5</sup> 瀬間正之『豊後国風土記』・『肥前国風土記』の文字表現『風土記の文字世界』(笠間書院・二〇一一)。初出は、同題『上智大学国文学科紀要』二四(上智大学国文学科・二〇〇七)。

<sup>6</sup> 『豊後国風土記』の引用は、植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集 風土記』(小学館・一九九七)に拠り、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『風土記 常陸国・出雲国・播磨国・豊後国・肥前国』(山川出版社・二〇一六)を用いて私に校訂を行った。

<sup>7</sup> 『万葉集』の引用は、中西進『万葉集 全訳注原文付』(二)(講談社・一九八〇)に拠る。

<sup>8</sup> 多田一臣「みやこ」多田一臣編『万葉語誌』(筑摩書房・二〇一四)。

<sup>9</sup> 『肥前国風土記』の引用は、植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集 風土記』(小学館・一九九七)に拠り、佐賀県史編纂委員会・佐賀県郷土研究会『校本肥前国風土記とその研究』(佐賀県史編纂委員会・佐賀県郷土研究会・一九五一)及び、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉前掲書を用いて私に校訂を行った。

<sup>10</sup> 大館真晴「豊後国風土記・大分郡にみる地名起源の方法——古風土記にみる詠嘆の助字「哉」・「乎」の検討から」『万葉古代学研究所年報』第七号(万葉古代学研究所・二〇〇九)。

<sup>11</sup> 「景行紀」十二年十月には次の記事が見える。

冬十月、到碩田国。其地形広大亦麗。因名碩田也。碩田、此云於保岐陀。

(小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『新編日本古典文学全集 日本書紀』①(小学館・一九九四)参照)

<sup>12</sup> 大館真晴前掲論文参照。ただし『豊後国風土記』における詠嘆の用例は単に「感動」と解するのではなく、中央の論理を体現する天皇の言葉により地域が説明されていると見るのがよいと思われる。

<sup>13</sup> 荃葉繁茂、朝日之影、蔽<sub>二</sub>杵嶋郡蒲川山<sub>一</sub>、暮日之影、蔽<sub>二</sub>養父郡草横山<sub>一</sub>也

<sup>14</sup> 井上通泰前掲論文参照。